

る振替数についての増加の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第一号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替手続に関する特例）

第一百七十五条 加入者は、第一百七十三条第二項の申出により振替機関等が開設した口座（次項において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替新株引受権については、当該加入者又は当該振替新株引受権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 前項の振替新株引受権に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

第一百七十六条 特定の銘柄の振替新株引受権について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株引受権の銘柄及び数を示さなければならない。

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5 前項第一号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第一号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（新株の引受権の失権期日後における振替新株引受権に関する記載又は記録手続）

第百七十七条 振替機関等は、第百七十三条第三項第六号の一定の期日後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株引受権についての記載又は記録がされた口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替新株引受権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株引受権に関する特例）

第一百七十八条 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第一百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に新株の引受権が付与された場合において、当該引受権が振替新株引受権であるときは、発行者は、当該引受権について、第一百七十三条第三項の通知をすることができる。

（記載又は記録の変更手続）

第一百七十九条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第一百七十二条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知つたときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替新株引受権の譲渡）

第一百八十一条 振替新株引受権の譲渡は、第一百七十四条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第一百七十二条第五項第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株引受権の質入れ)

第一百八十二条 振替新株引受権の質入れは、第一百七十四条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株引受権の信託の対抗要件)

第一百八十二条 振替新株引受権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第一百七十二条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第一百八十三条 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替新株引受権についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第一百八十四条 第一百七十四条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株引受権についての増加の記載又は記録を受けた加入者

(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替新株引受権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第一百八十五条 前条の規定による振替新株引受権の取得によりすべての振替新株引受権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株引受権の総数が発行者が付与した当該銘柄の振替新株引受権の総数（株式の申込みがされた振替新株引受権の数を除く。以下この項において「振替新株引受権の付与総数」という。）を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株引受権を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数の合計数

二 当該銘柄の振替新株引受権の付与総数（発行者が第一百七十八条の規定により第一百七十三条第三項の通知をすることのできない振替新株引受権の数を除く。）

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株引受権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替新株引受権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株引受権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4 前項に規定する振替新株引受権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替新株引受権について第三項の規定により放棄の意思表示を行つたときは、直ちに、当該振替新株引受権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第一百八十六条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株引受権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数の合計数
  - 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数
- 2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
- 一 前項第一号に掲げる数
  - 二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数
  - 三 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株引受権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株引受権を取得しなければならない。
  - 四 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該放棄の意思表示をした旨

二 当該放棄の意思表示に係る振替新株引受権の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株引受権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

一 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録  
(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第一百八十七条 第百八十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株引受権者は、当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乘じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の数（当該振替機関の下位機関であつて

前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関するして、当該振替新株引受権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二 すべての振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関するして、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2 第百八十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株引受権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第一百八十八条 第百八十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同

条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株引受権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株引受権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乘じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八十六条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該振替新株引受権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の総数（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八十六条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべき

ものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第百八十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株引受権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

#### 第四節 商法の特例

(新株の引受権の割当日等の公告に関する商法の特例)

第一百八十九条 第百七十条第一項に規定する場合において、商法第二百八十一条ノ四第三項の公告をするとときは、発行者は、同項の一定の日の株主に付与される新株の引受権についてこの法律の適用がある旨並びに第一百七十二条第二項の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所をも公告しなければならない。

(新株の引受権の行使に関する商法の特例)

第一百九十条 振替新株引受権を有する加入者は、当該振替新株引受権の行使をするには、株式申込証により株式の申込みをするほか、当該振替新株引受権について第百七十六条第一項の抹消の申請をしなければならない。ただし、第百七八条に規定する場合は、この限りでない。

(適用除外)

第一百九十二条 振替新株引受権については、商法第二百八十一条ノ六ノ三の規定は、適用しない。

第五節 雜則

(振替新株引受権の内容の公示)

第一百九十三条 第百七十三条第三項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株引受権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第六号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株引受権の発行者の負担とする。

第九章 新株予約権の振替

第一節 通則

## (権利の帰属)

第一百九十二条 新株予約権の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限り、商法第二百八十一条ノ二十第二項第八号に掲げる事項の定めがあるものを除く。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株予約権」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

## 第二節 振替口座簿

## (振替口座簿の記載又は記録事項)

第一百九十四条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

- 一 当該口座管理機関が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

- 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権についての権利を有するものを記載

し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 発行者の商号及び振替新株予約権の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権者（商法第一百八十九条ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この章において同じ。）ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

### 三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

#### 一 銘柄

#### 二 銘柄ごとの数

#### 三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株予約権の発行時の新規記載又は記録手続）

第一百九十五条 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権の発行後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

#### 一 当該発行に係る振替新株予約権の銘柄

二 前号の振替新株予約権の新株予約権者である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者についての第二百十三条第三項に規定する口座

四 加入者との第一号の振替新株予約権の数

五 当該振替新株予約権の総数、当該振替新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当

該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替手続)

第一百九十六条 特定の銘柄の振替新株予約権について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数
- 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第一百九十四条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別
- 三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録が

されるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該新株予約権者ごとの数

四 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」とい  
う。）

五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄  
かの別

六 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合に  
は、振替数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執ら  
なければならない。

一 申請人の口座の前項第一号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 振替数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の新株予約権者ごとの

## 数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された欄（機関口座にあつては、第一百四十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第六号の新株予約権者ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ 当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客